

令和2年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R2. 7. 7	R2. 9. 4	・委託契約書（平成30年度テレビ及びラジオによる人権啓発に関する放送広告業務委託） ・委託契約書（テレビ及びラジオによる人権啓発に関する放送広告業務委託）	18	1														(7条3号) 法人の内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等により犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局広報広聴部広報課
2	R2. 7. 8	R2. 9. 4	・平成28年〇月〇日付公益認定申請書（一般財団法人〇〇） ・令和2年〇月〇日付事業報告等に係る提出書（公益財団法人〇〇）	118	1						1	1	1						(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 法人の内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等犯罪防止に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当の理由があるため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	R2. 8. 28	R2. 9. 4	1 東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例の運用上の課題について（課題提起） 2 東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例の運用上の課題について（課題審議） ※1は、「第65回東京都情報公開・個人情報保護審議会における審議会への提出書類3」 ※2は、「第66回情報公開・個人情報保護審議会における審議会への提出書類2」	8	1															生活文化局広報広聴部情報公開課
4	R2. 8. 28	R2. 9. 4	・平成27年～28年における東京都情報公開審査会及び東京都個人情報保護審査会に設けられていた第一部会～第三部会について、それぞれの役割（担当分野）と部会の違い、特徴のわかる資料の全て																請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課

令和2年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等					
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号				
5	R2. 8. 28	R2. 9. 4	1 東京都情報公開審査会 委員名簿、東京都個人情報保 護審査会 委員名簿（平成27 年4月1日現在） 2 東京都情報公開審査会 委員名簿、東京都個人情報保 護審査会 委員名簿（平成28 年4月1日現在） 3 東京都情報公開審査会 委員名簿、東京都個人情報保 護審査会 委員名簿（平成28 年11月1日現在） 4 東京都情報公開審査会運 営要綱（17生広情第184号平成 17年6月20日） 5 東京都個人情報保護審査 会運営要綱（17生広情第185号 平成17年6月20日）	8	1																			生活文化局広 報広聴部情報 公開課
6	R2. 7. 28	R2. 9. 11	令和元年度東京都在住外国人 支援事業助成 助成実施結果 報告書のうち事業の実施内容 及び実績に関する報告に係る 文書	101		1																(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することがで きるため (7条3号) 法人の事業運営に係る情報であり、公にすることによ って、法人の競争上又は事業運営上の地位その他 社会的地位が損なわれると認められるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易に し、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため		生活文化局都 民生活部地域 活動推進課
7	R2. 9. 2	R2. 9. 16	特定非営利活動法人〇〇の事 業報告書類（平成18年度から 平成28年度まで）	134		1																(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 敷金相手先は、法人の事業活動を行う上での内部管 理に属する事項を含み、公にすることにより、法人 の業務運営上の地位に支障を及ぼすおそれがあるた め (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を 及ぼすため		生活文化局都 民生活部管理 法人課

令和2年度 公文書開示状況（9月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号
8	R2. 9. 9	R2. 9. 18	・ 宗教法人〇〇の規則及び「事務所備付け書類の写しの提出について」（令和2年〇月〇日付收受） ・ 宗教法人〇〇の規則及び「事務所備付け書類の写しの提出について」（令和2年〇月〇日付收受）	19	1														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 宗教法人の内部管理に関する情報であり、法人規則に定める役員就任に関する規定との比較から役員の属性、再任等の状況が把握できることとなるため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれるおそれがあるため (7条4号) 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
9	R2. 7. 31	R2. 9. 23	宗教法人〇〇に関する以下の書類 ・ 事務所備付け書類の写し（平成28年度分） ・ 事務所備付け書類の写しの提出について（平成29年度・30年度分） ・ 規則認証申請書 ・ 宗教法人成立届 ・ 登記事項変更届（昭和31年から昭和43年の間） ・ 財産目録 ・ 責任役員変更届（昭和40年〇月〇日收受）	71	1														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号) 宗教法人の内部管理に関する情報であり、法人規則に定める役員就任に関する規定との比較から役員の属性、再任等の状況が把握できることとなるため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれるおそれがあるため (7条4号) 偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 宗教法人の事務運営に関する情報であり、法人が規則等に従ってその目的に沿った活動を行っていることを所管庁が把握するために提出を義務付けている書類を公にすることは、法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所管庁への信頼を損ない、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都 民生活部管理 法人課
10	R2. 9. 16	R2. 9. 29	学校法人〇〇学園に関する「理事変更届の受理について」で受理した届出に添付の役員変更届別表（以下の文書番号） ・ 令和元年〇月〇日付31生私行第〇〇号 ・ 令和元年〇月〇日付31生私行第〇〇号 ・ 令和元年〇月〇日付31生私行第〇〇号	3	1														(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化局私 学部私学行政 課